

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体などは、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認いただけます！

STEP 1

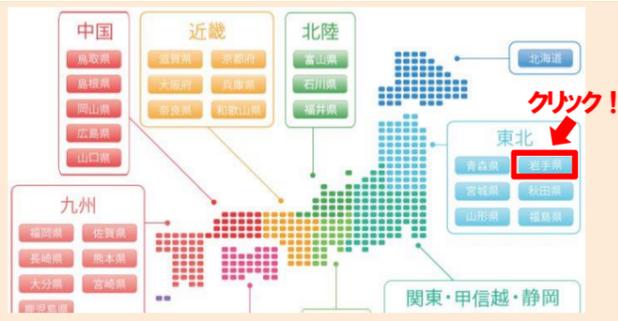
フラット35サイトから【フラット35】地域連携型 地域別支援情報のバナーをクリック！

または右の二次元バーコードを読み取り！



STEP 2

確認したい都道府県をクリック！



STEP 3

確認したい地方公共団体名をクリック！



STEP 4

選択した地方公共団体でのご利用要件や利用申請書式などの詳細が確認できます。

※地方公共団体において、予算枠に達するなどにより「利用申請書」の受付が締め切られた場合、【フラット35】地域連携型は、ご利用いただけません。
※地方公共団体の予算枠につきましては、地方公共団体にお問合せください。



<注意事項> ●【フラット35】地域連携型には予算額があり、予算額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付などが終了した場合も受付を終了させていただきます。詳細は地方公共団体にお問合せください。 ●【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ●このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。 ●【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構
〈フラット35サイト〉
www.flat35.com

お客さまコールセンター
フラット35
0120-0860-35 (通話無料)
営業時間：9：00～17：00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
利用できない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
048-615-0420（通話料金がかかります。）

地方公共団体とともに子育て世帯や地方移住者等のマイホーム取得を応援！

【フラット35】地域連携型

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



子育て支援・空き家対策

■金利引下げメニュー（2025年3月31日までの申込受付分に適用）

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型（子育て支援） 【フラット35】地域連携型（空き家対策） P P	当初5年間	年▲0.5%



地域活性化

■金利引下げメニュー（2025年3月31日までの申込受付分に適用）

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型（地域活性化） P	当初5年間	年▲0.25%



※1 UIターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きを指します。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態をいいます。※2 居住誘導区域とは、地方公共団体が居住を誘導すべき区域として定めるものをいいます。

■【フラット35】地域連携型の利用条件(子育て支援・空き家対策・地域活性化共通)
【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。
*【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。

【フラット35】地域連携型を利用可能な地方公共団体については、中面をご覧ください。

